

庁 議

日時： 4月17日(水) AM8:30 <庁議室>



【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|--|--------|
| 1. 太田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 企画部長 |
| 2. 太田市市税条例等の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 総務部長 |
| 3. 太田市市税条例の一部を改正する条例について | 総務部長 |
| 4. 太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 健康医療部長 |

【連絡事項】

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 平成31年度「県選出等国会議員への要望」について | 企画部長 |
| 2. 平成31年度公共下水道の供用開始について | 都市政策部長 |
| 3. 太田市春季緑花祭の開催について | 行政事業部長 |
| 4. 第5期太田市議会議員一期議員研修会の開催について | 議会事務局長 |
| 5. 期日前投票所の再編について | 総務部長 |

【その他】



◆ 次回庁議予定 ◆ 5月 9日(木) AM8:30~<庁議室> 案件名報告： 4月19日(金)PM5:00
資料提出： 4月24日(水)PM5:00

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200



【 表 題 】

太田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

【 目 的 】

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴い、太田市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年太田市条例第27号）の一部を改正する必要があるが生じたが、内容が軽易であるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により平成31年3月28日に専決処分しましたので、報告するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

学校教育法の改正による引用条項のずれの改正

- ・第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める

2 施行日

平成31年4月1日

3 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、平成31年5月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

●内 容 【 1.協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 1.庁議後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

太田市市税条例等の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【 目 的 】

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され平成31年4月1日付けで施行されることに伴い、条例の一部改正が必要になったため、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、太田市市税条例等の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものです。

【 概 要 】

I 太田市市税条例等の一部を改正する条例

1 市民税関係

(1) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除(附則第7条の3の2)

① 第1項関係

消費税率引上げに伴う対応として、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するもの、及び地方税法改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

※特別特定取得・・・その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限るもの

条文記載：平成43年度 ⇒ 平成45年度 に改める。

附則第5条の4の2第6項 ⇒ 附則第5条の4の2第5項 に改める。

同条第9項 ⇒ 同条第7項 に改める。

② 第2項関係

現行制度では、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除は、納税通知書が送達される時まで提出された申告書において、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載がある場合に適用することとされているが、この要件を不要とし、改正後においては、納税通知書が送達された後に所得税の還付申告等により控除が適用される場合は、個人住民税においても控除が適用されることとなります。

条文記載：第2項を削除

③ 第3項関係

上記の改正に伴い、字句を整理し項ずれを修正するものです。

条文記載：第1項の規定の適用が ⇒ 前項の規定の適用が に改める。

第3項を第2項に改正

(2) 軽自動車税の税率の特例(附則第16条)

- ① 軽自動車税の重課を平成31年度分に限ったものとする(地方税法附則第30条)の改正に伴い字句を整備するものです。

条文記載 : 法附則第30条第1項 ⇒ 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に改める。

- ② 軽自動車税の平成29年度分の軽課の整備に伴い字句を整理し項ずれを修正するものです。

条文記載 : 第2項から第4項までを削除 ⇒ 現行の第5項から第7項を繰り上げる。

(3) 軽自動車税の賦課徴収の特例(附則第16条の2)

軽自動車税の税率の特例の規定整備に伴い字句を整理するものです。

条文記載 : 1項中の第7項 ⇒ 第4項に改める。

(4) 法人の市民税の申告納付(第48条)

大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置についての規定を追加するものです。

条文記載 : 第13項から第17項を新設

2 固定資産税関係

(1) わがまち特例に係る特例率(附則第10条の2)

引用する固定資産税課税標準の特例(地方税法附則第15条)の改正に伴う項ずれを修正するものです。

(2) 新築住宅等の減額に係る申告(附則第10条の3)

① 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置(新設)の適用を受ける場合の申告手続の規定を追加するものです。

② 上記減額措置の新設に伴う項ずれ及び引用する地方税法施行令の項ずれを修正するものです。

(3) 東日本大震災の特例に係る申告(附則第22条)

地方税法附則第56条の規定の整備に伴い字句を整理するものです。

3 施行期日 平成31年4月1日

II 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 わがまち特例に係る特例率(附則第4項から第6項まで)・読替規定(附則第17項)

引用する固定資産税課税標準の特例(地方税法附則第15条)の改正に伴う項ずれを修正するものです。

2 施行期日 平成31年4月1日

III その他

5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931
 資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933

(4) 附則第9条関係

- ・上記の地方税法の改正に伴い、個人の市民税の寄附金控除額の申告の特例(いわゆるワンストップ特例)の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものです。

条文記載

【見出し】 寄附金控除額 ⇒ 寄附金税額控除 に改める。

【第1項】 によって ⇒ により に改める。 ※字句の整理

第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金 ⇒ 第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金 に改める。

地方団体に対する寄附金 ⇒ 特例控除対象寄附金 に改める。

地方団体の長 ⇒ 都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。) に改める。

【第2項及び第3項】 地方団体の長 ⇒ 都道府県知事等 に改める。

(5) 附則第9条の2関係

- ・上記の地方税法の改正に伴い、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書(ワンストップ特例通知書)が送付されたときに、申告特例控除額を適用させるものです。

条文記載 : 地方団体に対する寄附金 ⇒ 特例控除対象寄附金 に改める。

においては ⇒ には に改める。 ※字句の整理

(6) 施行期日 令和元年6月1日

2 その他

5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931

- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 2200



【 表 題 】

平成31年度「県選出等国会議員への要望」について

【 目 的 】

群馬県市長会が毎年6月に開催する「本県選出等の国会議員との朝食会」の際に提出する「要望事項」について、本市からの要望を報告するものです。

【 概 要 】

1 太田市の要望

- (1) 要望件数 2件
- (2) 要望事項

平成31年度「県選出等国会議員への要望」

項目番号	所管部課名		項目名	要望概要
1	福祉こども部	児童施設課	放課後児童の居場所づくりに対する財政措置について	太田市こどもプラッツは、放課後児童クラブと同様、就労者世帯の支援という目的をもって実施しているが、国等の財政支援がない状況である。子供の安全・安心な居場所として需要が拡大しているため、補助制度の創設等配慮を要望する。
2	都市政策部	建築住宅課	所有者不存在の空き家等の処分権限の自治体への付与について	空き家処分の迅速化を図り、市民の良好な生活環境を維持するため、特定空き家の認定手続きを要さない空き家の処分権限を自治体に付与する等、新たな制度創設に配慮を要望する。

2 今後の予定

平成31年6月12日（水）に予定の「本県選出等の国会議員との朝食会」の際に提出

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2295 47-1892 (ダイヤル)

- 内容 【 2.連絡事項 】
 ○公開 【 1.可 】
 ○公開時期 【 1.庁議後 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 2800

【 表 題 】

平成31年度公共下水道の供用開始について

【 目 的 】

現在、整備を推進している公共下水道について、八幡町ほか26地区の各一部の区域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

【 概 要 】

1. 供用開始年月日 平成31年5月1日

2. 供用開始区域の概要

処理区	供用開始区域	面積 (ha)
中央第二処理区	八幡町、飯塚町、東矢島町、東別所町、内ヶ島町、富沢町、牛沢町、岩瀬川町、下浜田町、東矢島土地区画整理地内、大島町の各一部	5.9ha
流域西邑楽処理区	新島町、内ヶ島町、石原町、東長岡町、龍舞町の各一部	2.9ha
流域新田処理区	藤阿久町、由良町、尾島町、阿久津町、亀岡町、粕川町、尾島東部土地区画整理地内、新田木崎町、新田中江田町、藪塚町、大原町の各一部	4.0ha
流域佐波処理区	世良田町の一部	1.1ha
合計		13.9ha

3. 排除方式 分流式

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2683 47-1921

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

行政事業部長 氏名 飯塚 悦雄 外線 (TEL) 0277-78-2840



【 表 題 】 太田市春季緑花祭の開催について

【 目 的 】 住民参加による緑豊かな街づくりを推進するために、緑化推進運動期間中に緑化関係のイベントを開催し、緑化意識の高揚を図る。

【 概 要 】 開催日時：平成31年5月5日（日）
午前10時から午後3時まで

会 場：八王子山公園
＜太田市上強戸町2079番地3＞

実施主体：主催 太田市・太田市みどり愛護会
共催 （社）太田商工振興連合会

内 容：・大抽選会の開催（賞品多数）
・緑化講習会「寄せ植え教室」の開催
・苗木の無償配布
・緑の募金活動の実施
・誕生記念樹の配布
・あおぞら元気市の開催、各種模擬店の出店
・ゆるきゃら出演（おおたん、ぐんまちゃん）

【 備 考 】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 計画建設係 32-6599 タイヤイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 3. その他（4月27日以降）】

議会事務局長 氏名 吉田 稔 内線 (TEL) 2100



【 表 題 】

第5期太田市議会議員一期議員研修会の開催について

【 目 的 】

一期議員の市政に対する理解が深まるよう、各部局の事業概要、主要事業及び懸案事項等を説明するものです。

【 概 要 】

開催日：平成31年5月13日（月）、16日（木）

会 場：議会応接室

対象者：第5期太田市議会議員のうち一期議員

講 師：各部局長

別紙「第5期太田市議会議員一期議員研修会の開催について（依頼）」のとおり。

【 備 考 】

問い合わせ先 議会事務局 議会総務課 総務係 内線 2111 47-1806 ダイヤルイン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

期日前投票所の再編について

【 目 的 】

大型商業施設に期日前投票所を新たに設置することにより、投票率の向上及び有権者の利便性を図るものです。

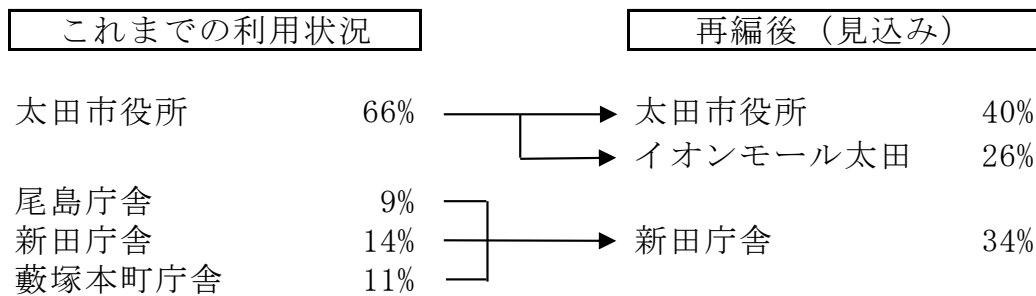
【 概 要 】

1 現在設置している4箇所(尾島庁舎、新田庁舎、藪塚本町庁舎、太田市役所)の期日前投票所の利用状況に見られる大きな偏りを解消するため、期日前投票所を太田市役所、新田庁舎、イオンモール太田の3箇所に再編するものです。

また、数多くの市民が訪れる大型商業施設「イオンモール太田」に期日前投票所を新たに設置することにより、若年層の投票率向上及び有権者の利便性を図るものです。

なお、投票日当日の投票所については、従来と同様、市内71箇所に投票所を設置するものです。

○期日前投票所の利用状況



2 実施予定

任期満了に伴う群馬県知事選挙及び参議院議員通常選挙から

【 備 考 】

* 問合せ先 選挙管理委員会事務局 内線2326 47-3988(ダイヤル)